熊本国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努める とともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等 に基づき、滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

今般、平成29年度租税滞納状況がまとまりましたので、報告します。

(注) 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

#### 〇 平成29年度租税滞納状況

	Α	В	С	D(A+B-C)
	平成28年度末			平成29年度末
	滞納整理中	新規発生	整理済額	滞納整理中
	のものの額	滞納額		のものの額
	(前期繰越額)			(次期繰越額)
全税目	(103. 2%)	(118. 7%)	(121.6%)	(101.0%)
土机口	16,630	19,647	19, 486	16, 791
所 得 税	8, 073	4, 022	4, 389	7, 706
内 源泉所得税	1, 564	868	8 5 4	1, 578
内申告所得税	6, 510	3, 153	3, 534	6, 129
法 人 税	1, 380	2, 087	1, 666	1, 801
相 続 税	2 4 2	3 4 5	3 1 1	2 7 6
消費税	6, 772	13,005	12, 859	6, 918
その他税目	162	189	262	8 9

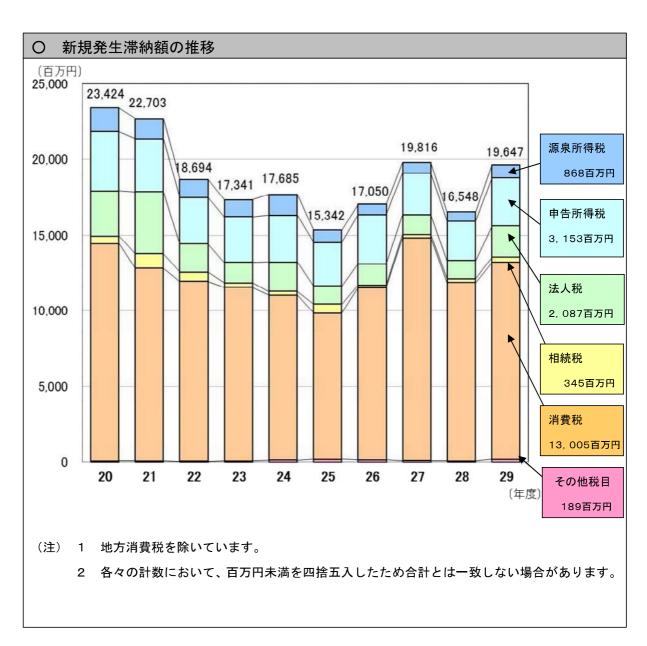
- (注) 1 () 内の数値は、対前年度比です。
  - 2 地方消費税を除いています。
  - 3 平成30年4月及び5月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度(納税 義務が成立した日の属する年度)が平成29年度所属となるものを含んでいます。
  - 4 各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため合計とは一致しない場合があります。

#### 1 新規発生滞納額

期限内収納を確保するため、期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の 実施など、滞納の未然防止に努めました。

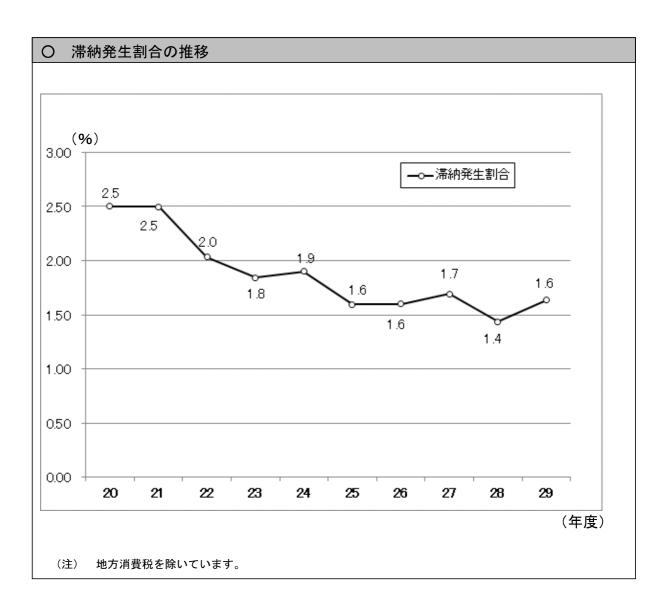
平成29年度の新規発生滞納額は、<u>196億47百万円</u>となっています。 (平成28年度(165億48百万円)より<u>30億99百万円</u>(18.7%) 増加)

このうち、消費税については、<u>130億5百万円</u>となっています。 (平成28年度(118億2百万円)より<u>12億3百万円</u>(10.2%) 増加)



なお、平成29年度の滞納発生割合(新規発生滞納額(196億47百万円)/ 徴収決定済額(1兆2,030億89百万円))は、1.6%と、前年度(1.4%) を0.2ポイント上回りました。

(注) 徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものをいいます。



#### 2 整理済額

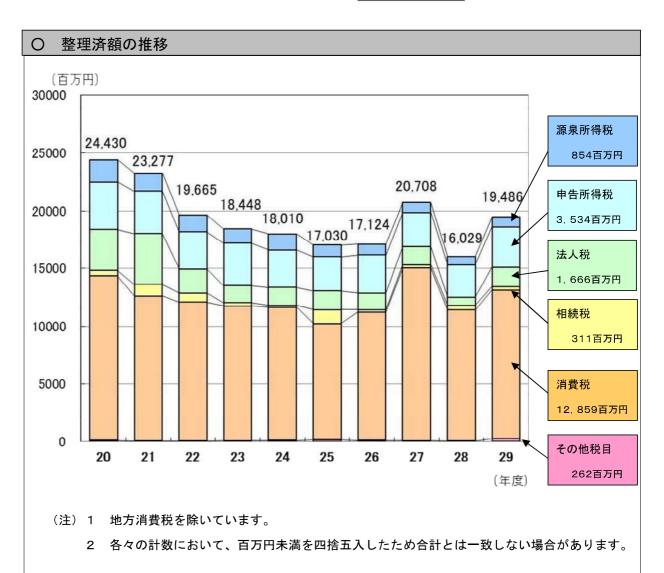
納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、大口・悪質事案や処理困難 事案に対して厳正・的確な滞納整理を実施しました。

また、平成28年熊本地震の発生により被害を受けた滞納者に対しては、納付相談や法的猶予による納税緩和制度の説明を行い適切に対応することに重点を置きました。

平成29年度の整理済額は、194億86百万円となりました。

(平成28年度(160億29百万円)より<u>34億57百万円</u>(21.6%)増加)

このうち、消費税については、<u>128億59百万円</u>となっています。 (平成28年度(113億50百万円)より15億9百万円(13.3%)増加)

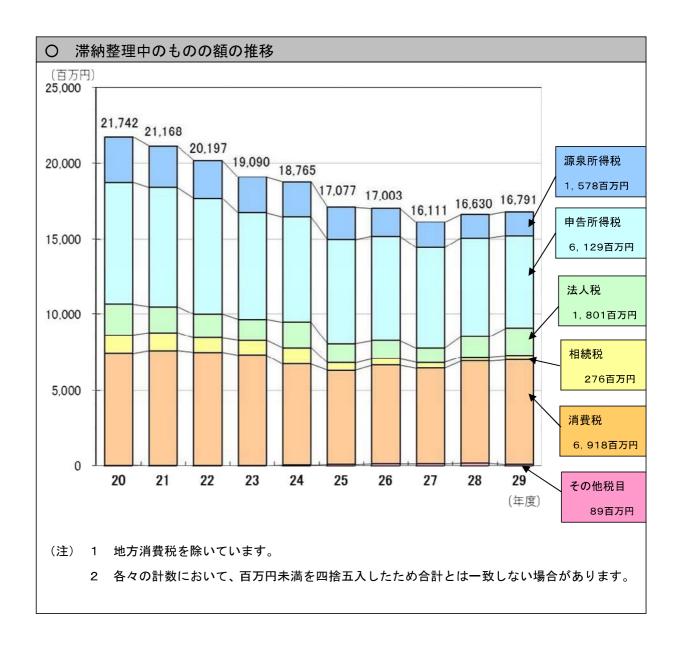


#### 3 滞納整理中のものの額

滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、平成29年度末における滞納整理中のものの額は、167億91百万円となりました。

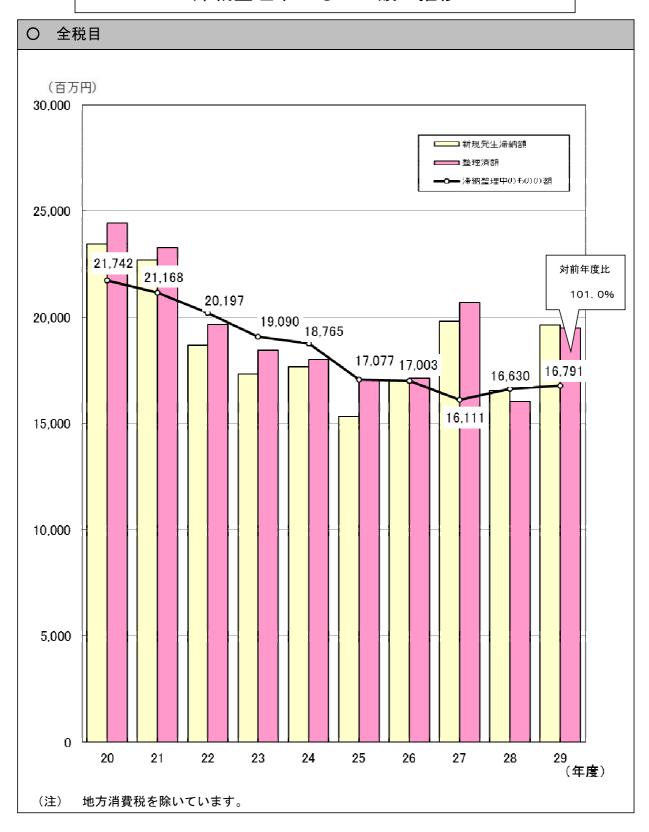
(平成28年度(166億30百万円)より1億61百万円(1.0%)増加)

このうち、消費税については、<u>69億18百万円</u>となっています。 (平成28年度(67億72百万円)より1億46百万円(2.2%)増加)



#### (参考1)

# 滞納整理中のものの額の推移





#### 税目別の租税滞納状況

											(単位:	百万円)
		区分	A 前年度		В		С				D (A+E	B-C)
税	月		滞納整理中のも	のの額	新規発生液	带納額	整	理	済 額	į	滞納整理中の	うものの額
			外 1,677		外 3,963		外 3,	997			外 1,643	
		27	( 99.6%)		( 116.2%)		( 120.	9%)			( 94.8%)	
	È		1	7,003		19,816			20, 7	'08		16, 111
	兑	00	外 1,643		外 3,177		外 3,				外 1,778	
	1	28	( 0 1, 0,0 )		( 83.5%)		( 77.	4%)			( 103.2%)	10.000
	コ 計		」 外 1,778	6, 111	外 3,505	16, 548	外 3,	157	16,0	129	外 1,826	16, 630
		29	( 103. 2%)		( 118. 7% )		( 121.				( 101.0%)	
		20		6, 630	( 110.1/0 /	19, 647	( 121.	0/0 /	19, 4		( 101.0/0 )	16, 791
		07	( 86.1%)	.0,000	( 103.1%)	10,011	( 86.	3%)	10, 1		( 92.3%)	10, 101
	源白	27		1,821		701			8	841		1,681
	泉所	28	( 92.3%)		(87.2%)		( 86.	6%)			( 93.0%)	
	得	20		1,681		611	, <u></u>	( \	7	'28		1, 564
	税	29	( 93.0%)	. 504	( 142.1%)	0.00	( 117.	3%)		- 4	( 100.9%)	4 550
			( 100.1%)	1, 564	( 83.6%)	868	( 01	3%)	8	854	( 96.5%)	1, 578
	申	27		6 001		9 751			2.0	ιΩ./	( 90.5%)	6 659
税	告		( 96.5%)	0, 901	( 95. 7%)	2, 101	( 92.	9%)	2,9	194	(97.8%)	6, 658
	所得	28		6, 658	, , ,	2,633		-,-,	2, 7	'81	, , ,	6, 510
	税	29	(97.8%)		( 119.7%)		( 127.	1%)			(94.1%)	/
	1/4	29		6,510		3, 153			3, 5	34		6, 129
目		27	( 96.2%)		(94.2%)		( 110.	1%)			(77.4%)	
	法		/ 55 40/ \	1,206	/ 00 00/ N	1, 304	/ 40	70/	1, 5		/ 145 00/	934
	人	28	( 111 1/0 /	024	( 90.6%)	1 100	(46.		-		( 147.8%)	1 200
	税		( 147.8%)	934	( 176.6%)	1, 182	( 226.	4%)	7	30	( 130.5%)	1, 380
別		29		1, 380	( 110.0/0 /	2, 087	( 220.	1/0 /	1, 6	666	( 100.0%)	1,801
		0.7	( 87.0%)	1,000	( 158.6%)	2, 00.	( 131.	6%)	1,0		( 90.0%)	1,001
	+=	27	( 00 00/)	420	( 100 00/ )	241			2	83	.,	378
	相続	28	(90.0%)		( 100.8%)		( 133.	9/0 )			(64.0%)	
Ø	税	20		378		243	,		3	79		242
		29	(64.0%)		( 142.0%)		( 82.	1%)			( 114.0%)	0.50
			外 1,677	242	外 3,963	345	外 3,	997	3	11	外 1,643	276
		27	( 104.6%)		( 129. 2% )		( 134.				( 96.8%)	
内		21		6, 528	( 123. 2/0 )	14, 727	( 154.	4/0 )	14, 9	135	( 90.0%)	6, 320
	消	}	外 1,643	0,040	外 3,177	17, 141	外 3,	042	14, 5	.00	外 1,778	0, 040
ĺ	費	28	( 96.8%)		( 80.1%)			0%)			( 107.2%)	
	税			6, 320		11,802			11, 3	50		6, 772
訳			外 1,778		外 3,505		外 3,	457			外 1,826	
1.,.		29	( 107.2%)		( 110.2%)		( 113.	3%)			( 102.2%)	
ĺ				6, 772		13, 005	-	( )	12, 8	359		6, 918
ĺ	そ	27	( 139.6%)	=	( 64.3%)		( 73.	8% )			( 110.2%)	
	の	ļ	( 110 00/ )	127	( 09 70/ \	92	( 60	60/ )		79	( 115 70/ )	140
ĺ	他	28	( 110.2%)	1.40	(83.7%)	77	09.	6%)		55	( 115.7%)	169
ĺ	税品		( 115.7%)	140	( 245.5%)	( (	( 476.	4%)		ออ	( 54.9%)	162
ĺ	目	29		162		189	. 1.0.	-/- /	2	262		89

- (注) 1 ( )内の数値は、対前年度比です。
  - 2 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。 ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方 消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」欄及び「消費税」欄の外書と として、地方消費税の滞納状況を示しています。
  - 3 各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため、合計とは一致しない場合があります。

### (熊本県)

#### 〇 平成29年度租税滞納状況

	Α	В	С	D(A+B-C)	
	平成28年度末			平成29年度末	
	滞納整理中	新規発生	整理済額	滞納整理中	
	のものの額	滞納額		のものの額	
	(前期繰越額)			(次期繰越額)	
全税目	(118. 1%)	(188. 0%)	(250. 2%)	(101.0%)	
三	5, 574	6, 287	6, 235	5, 627	
所 得 税	2, 946	1, 635	1, 637	2, 945	
内 源泉所得税	5 4 6	4 1 2	3 7 5	583	
内申告所得税	2, 400	1, 223	1, 262	2, 362	
法 人 税	205	486	4 3 2	259	
相 続 税	1 2 7	169	112	183	
消費税	2, 173	3, 887	3, 860	2, 199	
その他税目	1 2 3	110	193	4 1	

- (注) 1 「滞納」とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
  - 2 地方消費税を除いています。
  - 3 平成30年4月及び5月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度(納税 義務が成立した日の属する年度)が平成29年度所属となるものを含んでいます。
  - 4 各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため、合計とは一致しない場合があります。

# 平成29年度租税滞納状況について (大分県)

#### 〇 平成29年度租税滞納状況

	Α	В	С	D(A+B-C)	
	平成28年度末			平成29年度末	
	滞納整理中	新規発生	整理済額	滞納整理中	
	のものの額	滞納額		のものの額	
	(前期繰越額)			(次期繰越額)	
全税目	(96.9%)	(104. 5%)	(100.9%)	(100.9%)	
三	3, 285	4, 016	3, 984	3, 316	
所 得 税	1, 490	650	7 2 5	1, 416	
内 源泉所得税	3 3 3	173	1 4 8	3 5 8	
内申告所得税	1, 158	477	577	1, 058	
法 人 税	3 1 6	405	3 3 9	383	
相 続 税	4 0	1 3	2 5	2 9	
消費税	1, 427	2, 921	2, 873	1, 475	
その他税目	1 1	2 6	2 3	1 4	

- (注) 1 「滞納」とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
  - 2 地方消費税を除いています。
  - 3 平成30年4月及び5月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度(納税 義務が成立した日の属する年度)が平成29年度所属となるものを含んでいます。
  - 4 各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため、合計とは一致しない場合があります。

## (宮崎県)

#### 〇 平成29年度租税滞納状況

	Α	В	С	D(A+B-C)	
	平成28年度末			平成29年度末 滞納整理中	
	滞納整理中	新規発生	整理済額		
	のものの額	滞納額		のものの額	
	(前期繰越額)			(次期繰越額)	
全税目	(106.9%)	(83. 5%)	(94. 2%)	(93.8%)	
三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	3, 757	3, 603	3, 836	3, 524	
所 得 税	1, 596	7 3 2	8 1 6	1, 511	
内 源泉所得税	3 8 2	112	1 4 6	3 4 8	
内申告所得税	1, 213	620	670	1, 163	
法人税	693	2 4 4	3 4 4	592	
相 続 税	3 5	4 7	5 1	3 1	
消費税	1, 411	2, 571	2, 613	1, 368	
その他税目	2 2	1 0	1 1	2 1	

- (注) 1 「滞納」とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
  - 2 地方消費税を除いています。
  - 3 平成30年4月及び5月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度(納税 義務が成立した日の属する年度)が平成29年度所属となるものを含んでいます。
  - 4 各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため、合計とは一致しない場合があります。

# (鹿児島県)

#### 〇 平成29年度租税滞納状況

	Α	В	С	D(A+B-C)
	平成28年度末			平成29年度末
	滞納整理中	新規発生	整理済額	滞納整理中
	のものの額	滞納額		のものの額
	(前期繰越額)			(次期繰越額)
全税目	(89. 5%)	(112.9%)	(97. 8%)	(107. 7%)
主机日	4, 015	5, 741	5, 431	4, 325
所 得 税	2, 041	1, 006	1, 212	1, 834
内 源泉所得税	302	172	186	288
内申告所得税	1, 739	8 3 3	1, 026	1, 546
法 人 税	166	952	550	567
相 続 税	4 0	116	1 2 2	3 4
消費税	1, 762	3, 627	3, 513	1, 875
その他税目	7	4 1	3 3	1 5

- (注) 1 「滞納」とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
  - 2 地方消費税を除いています。
  - 3 平成30年4月及び5月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度(納税 義務が成立した日の属する年度)が平成29年度所属となるものを含んでいます。
  - 4 各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため、合計とは一致しない場合があります。